
関係資料

1	身体障害者手帳の障がい程度等級基準	43～47
2	療育手帳の障がい程度等級基準	48
3	精神障害者保健福祉手帳の障がい程度等級基準	48～50
4	障害者総合支援法の対象疾患	51～56
5	アンケート調査票	57～63

1 身体障害者手帳の障がい程度等級基準

(1) 肢体不自由（上肢）

1級	両上肢の機能を全廃したもの	5級	両上肢のおや指の機能の著しい障害	
	両上肢を手関節以上に欠くもの		一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれかの一関節の機能の著しい障がい	
2級	両上肢の機能の著しい障がい		一上肢のおや指を欠くもの	
	両上肢のすべての指を欠くもの		一上肢のおや指の機能を全廃したもの	
	一上肢を上腕の1/2以上欠くもの		一上肢のおや指及びひとさし指の機能の著しい障がい	
3級	一上肢の機能を全廃したもの		おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能の著しい障がい	
	両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの		6級	一上肢のおや指の機能の著しい障害
	両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの			ひとさし指を含めて一上肢の二指を欠くもの
	一上肢の機能の著しい障害			ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能を全廃したもの
	一上肢のすべての指を欠くもの		7級	一上肢の機能の軽度の障害
一上肢のすべての指の機能を全廃したもの	一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障がい			
4級	両上肢のおや指及を欠くもの	一上肢の手指の機能の軽度の障がい		
	両上肢のおや指の機能を全廃したもの	ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能の軽度の障がい		
	一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能を全廃したもの	一上肢のなか指、くすり指及び小指を欠くもの		
	一上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの	上肢のなか指、くすり指及び小指の機能を全廃したもの		
	一上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの			
	おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指を欠くもの			
	おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能を全廃したもの			
おや指又はひとさし指を含めて一上肢の四指の機能の著しい障がい				

(2) 肢体不自由（下肢）

1級	両下肢の機能を全廃したもの	5級	一下肢の股関節又は膝関節の機能の著しい障がい
	両下肢を大腿の1/2以上で欠くもの		一下肢の足関節の機能を全廃したもの
2級	両下肢の機能の著しい障がい	6級	一下肢が健側に比して5cm以上又は健側の長さの1/15以上短いもの
	両下肢を下腿の1/2以上で欠くもの		一下肢をリスフラン関節以上欠くもの
3級	両下肢をショッパー関節以上を欠くもの	7級	一下肢の足関節の機能の著しい障がい
	一下肢を大腿の1/2以上で欠くもの		両下肢のすべての指の機能の著しい障がい
	一下肢の機能を全廃したもの		一下肢の機能の軽度の障がい
4級	両下肢のすべての指を欠くもの	7級	一下肢の股関節、膝関節又は足関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障がい
	両下肢のすべての指の機能を全廃したもの		一下肢のすべての指を欠くもの
	一下肢を下腿の1/2以上で欠くもの		一下肢のすべての指の機能を全廃したもの
	一下肢の機能の著しい障がい		一下肢が健側に比して3cm以上又は健側の長さ1/20以上短いもの
	一下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したもの		
	一下肢が健側に比して10cm以上又は健側の長さ1/10以上短いもの		

(3) 肢体不自由（体幹）

1級	体幹の機能障がいにより座っていることができないもの	3級	体幹の機能障がいにより歩行が困難なもの
2級	体幹の機能障がいにより座位又は起立位を保つことが困難なもの	4級	
	体幹の機能障がいにより立ち上がることが困難なもの	5級	体幹の機能の著しい障がい

(4) 肢体不自由（乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい）

1級	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作がほとんど不可能なもの	4級	不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
	不随意運動・失調等により歩行が不可能なもの		不随意運動・失調等により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
2級	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が極度に制限されるもの	5級	不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動に支障があるもの
	不随意運動・失調等により歩行が極度に制限されるもの		不随意運動・失調等により社会での日常生活活動に支障があるもの
3級	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が著しく制限されるもの	6級	不随意運動・失調等により上肢の機能の劣るもの
	不随意運動・失調等により歩行が家庭内での日常生活に制限されるもの		不随意運動・失調等により移動機能の劣るもの
		7級	上肢に不随意運動・失調等を有するもの
			下肢に不随意運動・失調等を有するもの

(5) 視覚障がい

1級	両眼の視力の和が 0.01 以下のもの	4級	両眼の視力の和が 0.09 以上 0.12 以下のもの
2級	両眼の視力の和が 0.02 以上 0.04 以下のもの		両眼の視野がそれぞれ 10 度以内のもの
	両眼の視野がそれぞれ 10 度以内でかつ両眼による視野について視能率による損失率が 95%以上のもの	5級	両眼の視力の和が 0.13 以上 0.2 以下のもの
3級	両眼の視力の和が 0.05 以上 0.08 以下のもの		両眼による視野の 1/2 以上が欠けているもの
	両眼の視野がそれぞれ 10 度以内でかつ両眼による視野について視能率による損失率が 90%のもの	6級	一眼の視力が 0.02 以下他眼の視力が 0.6 以下のもので両眼の視力の和が 0.2 を超えるもの

(6) 音声機能・言語機能・そしゃく機能障がい

3級	音声機能、言語機能又はそしゃく機能の喪失
4級	音声機能、言語機能又はそしゃく機能の著しい障がい

(7) 聴覚障がい・平衡機能障がい

2級	両耳の聴カレベルがそれぞれ 100 デシベル以上のもの
3級	両耳の聴カレベルがそれぞれ 90 デシベル以上のもの
	平衡機能の極めて著しい障がい
4級	両耳の聴カレベルがそれぞれ 80 デシベル以上のもの
	両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が 50%以下のもの

5級	平衡機能の著しい障がい
6級	両耳の聴カレベルがそれぞれ 70 デシベル以上のもの
	一側耳の聴カレベルが 90 デシベル以上、他側耳の聴カレベルが 50 デシベル以上のもの

(8) 心臓機能障がい

1級	心臓の機能の障がいにより自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの
2級	

3級	心臓の機能の障がいにより家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの
4級	心臓の機能の障がいにより社会での日常生活活動が著しく制限されるもの

(9) じん臓機能障がい

1級	じん臓の機能の障がいにより自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの
2級	

3級	じん臓の機能の障がいにより家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの
4級	じん臓の機能の障がいにより社会での日常生活活動が著しく制限されるもの

(10) 呼吸器機能障がい

1級	"呼吸器の機能の障がいにより自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの
2級	

3級	呼吸器の機能の障がいにより家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの
4級	呼吸器の機能の障がいにより社会での日常生活活動が著しく制限されるもの

(11) ぼうこう又は直腸機能障がい

1級	ぼうこう又は直腸の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの
2級	

3級	ぼうこう又は直腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの
4級	ぼうこう又は直腸の機能の障がいにより社会での日常生活活動が著しく制限されるもの

(12) 小腸機能障がい

1級	小腸の機能の障がいにより自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの
2級	

3級	小腸の機能の障がいにより家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの
4級	小腸の機能の障がいにより社会での日常生活活動が著しく制限されるもの

(13) 免疫機能障がい

1級	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活がほとんど不可能なもの
2級	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が極度に制限されるもの

3級	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの
4級	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの

(14) 肝臓機能障がい

1級	肝臓の機能の障害により日常生活活動がほとんど不可能なもの
2級	肝臓の機能の障害により日常生活活動が極度に制限されるもの

3級	肝臓の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの(社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。)
4級	肝臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの

2 療育手帳の障がい程度等級基準

区 分	内 容
A 判定 (重度)	<p>知能指数がおおむね 35 以下で、日常生活に常時介護を要し、下記のいずれかに該当する方</p> <p>(1) 食事・着脱衣・排便及び洗面など日常生活に介護を必要とし、社会生活への適応が著しく困難である方</p> <p>(2) 頻繁なてんかん様発作または失禁・異食・寡動その他の問題行動を有し監護を必要とする方</p> <p>(3) 盲・ろうあ、または肢体不自由を有する方であって知能指数がおおむね 50 以下である方</p>
B 判定 (中・軽度)	上記以外の知的障がいの方

※日常生活、社会生活などの能力を総合的に判断するため、知能指数だけでは一概に区分できません。

※判定は北海道心身障害者総合相談所または函館児童相談所にて行います。

3 精神障害者保健福祉手帳の障がい程度等級基準

1 級 (精神障がいであって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの)

精神疾患 (機能障がい) の状態	能力障がいの状態
<p>1 統合失調症によるものであっては、高度の残遺状態又は高度の病状があるため、高度の人格変化、思考障がい、その他妄想・幻覚等の異常体験があるもの。</p> <p>2 そううつ病 (気分 (感情) 障がい) によるものにあつては、高度の気分、意欲・行動及び思考の障がいの病相期があり、かつ、これらが持続したり、ひんぱんに繰り返したりするもの。</p> <p>3 非定型精神病によるものであっては、残遺状態又は病状が前記 1・2 に準じるもの。</p> <p>4 てんかんによるものにあつては、ひんぱんに繰り返す発作又は知能障がいその他の精神神経症状が高度であるもの。</p> <p>5 中毒精神病によるものにあつては、認知症その他の精神神経症状が高度なもの。</p>	<p>1 調和のとれた適切な食事摂取ができない。</p> <p>2 洗面、入浴、更衣、清掃などの身の清潔保持ができない。</p> <p>3 金銭管理能力がなく、計画的で適切な買物ができない。</p> <p>4 通院・服薬を必要とするが、規則的に行うことができない。</p> <p>5 家族や知人・近隣等の適切な意思伝達ができない。協調的な対人関係を作れない。</p> <p>6 身の安全を保持したり、危機的状況に適切に対応できない。</p> <p>7 社会的手続きをしたり、一般の公共施設を利用することができない。</p> <p>8 社会情勢や趣味・娯楽に関心がなく、文化的社会的活動に参加できない。</p> <p>(上記 1～8 のうちいくつか該当するもの)</p>

6 器質精神病によるものにあつては、認知症 その他の精神神経症状が高度なもの。	
7 その他の精神疾患によるものにあつては、 上記の1～6に準ずるもの。	

2級（精神障がいであつて、日常生活が著しく制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの）

精神疾患（機能障がい）の状態	能力障がいの状態
1 統合失調症によるものであつては、残遺状態又は病状があるため、人格変化、思考障がい、その他妄想・幻覚等の異常体験があるもの。	1 調和のとれた適切な食事摂取が援助なしにはできない。
2 そううつ病（気分（感情）障がい）によるものにあつては、気分、意欲・行動及び思考の障害の病相期があり、かつ、これらが持続したり、ひんぱんに繰り返したりするもの。	2 洗面、入浴、更衣、清掃などの身の周りの清潔保持は援助なしにはできない。
3 非定型精神病によるものであつては、残遺状態又は病状が前記1・2に準じるもの。	3 金銭管理能力がなく、計画的で適切な買物は援助なしにはできない。
4 てんかんによるものにあつては、ひんぱんに繰り返す発作又は知能障がいその他の精神神経症状があるもの。	4 通院・服薬を必要とするが、規則的に行うことが援助なしにはできない。
5 中毒精神病によるものにあつては、認知症その他の精神神経症状があるもの。	5 家族や知人・近隣等と適切な意思伝達や協調的な対人関係づくりは援助なしにはできない。
6 器質精神病によるものにあつては、認知症その他の精神神経症状があるもの。	6 身の周りの安全保持や危機的状況での適切な対応は援助なしにはできない。
7 その他の精神疾患によるものにあつては、上記の1～6に準ずるもの。	7 社会的手続きや一般の公共施設の利用は援助なしにはできない。
	8 社会情勢や趣味・娯楽に関心が薄く、文化的社会的活動への参加は援助なしにはできない。
	（上記1～8のうちいくつか該当するもの）

3級（精神障がいであつて、日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの）

精神疾患（機能障がい）の状態	能力障がいの状態
1 統合失調症によるものであつては、残遺状態又は病状があり、人格変化の程度は著しくはないが、思考障がい、その他妄想・幻覚等の異常体験があるもの。	1 調和のとれた適切な食事摂取は自発的に行うことができるがなお援助を必要とする。
	2 洗面、入浴、更衣、清掃などの身の周りの清潔保持を自発的に行うことができるがなお援助

<p>2 そううつ病（気分（感情）障がい）によるものにあつては、気分、意欲・行動及び思考の障がいの病相期があり、その症状は著しくはないが、これらが持続したり、ひんぱんに繰り返したりするもの。</p> <p>3 非定型精神病によるものであつては、残遺状態又は病状が前記1・2に準じるもの。</p> <p>4 てんかんによるものにあつては、発作又は知能障害その他の精神神経症状があるもの。</p> <p>5 中毒精神病によるものにあつては、認知症は著しくはないが、その他の精神神経症状があるもの。</p> <p>6 器質精神病によるものにあつては、認知症は著しくはないが、その他の精神神経症状があるもの。</p> <p>7 その他の精神疾患によるものにあつては、上記の1～6に準ずるもの。</p>	<p>を必要とする。</p> <p>3 金銭管理能力や計画的で適切な買物は概ねできるがなお援助を必要とする。</p> <p>4 規則的な通院・服薬は概ねできるがなお援助を必要とする。</p> <p>5 家族や知人・近隣等と適切な意思伝達や協調的な対人関係づくりは十分とはいええず不安定である。</p> <p>6 身辺の安全保持や危機的状況での対応は概ね適切であるが、なお援助を必要とする。</p> <p>7 社会的手続きや一般の公共施設の利用は概ねできるが、なお援助を必要とする。</p> <p>8 社会情勢や趣味・娯楽に関心があり、文化的社会的活動にも参加するが、なお十分とはいええず援助を必要とする。</p> <p>（上記1～8のうちいくつかに該当するもの）</p>
--	---

4 障害者総合支援法の対象疾患一覧 (五十音順)

1	アイカルディ症候群	32	ウォルフラム症候群
2	アイザックス症候群	33	ウルリッヒ病
3	IgA 腎症	34	HTLV-1 関連脊髄症
4	IgG4 関連疾患	35	ATR-X 症候群
5	亜急性硬化性全脳炎	36	ADH 分泌異常症
6	アジソン病	37	エーラス・ダンロス症候群
7	アッシャー症候群	38	エプスタイン症候群
8	アトピー性脊髄炎	39	エプスタイン病
9	アペール症候群	40	エマヌエル症候群
10	アミロイドドーシス	41	遠位型ミオパチー
11	アラジール症候群	42	円錐角膜
12	有馬症候群	43	黄色靭帯骨化症
13	アルポート症候群	44	黄斑ジストロフィー
14	アレキサンダー病	45	大田原症候群
15	アンジェルマン症候群	46	オクシピタル・ホーン症候群
16	アントレー・ビクスラー症候群	47	オスラー病
17	イソ吉草酸血症	48	カーニー複合
18	一次性ネフローゼ症候群	49	海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん
19	一次性膜性増殖性糸球体腎炎	50	潰瘍性大腸炎
20	1p36 欠失症候群	51	下垂体前葉機能低下症
21	遺伝性自己炎症疾患	52	家族性地中海熱
22	遺伝性ジストニア	53	家族性良性慢性天疱瘡
23	遺伝性周期性四肢麻痺	54	カナバン病
24	遺伝性膀胱炎	55	化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・ア クネ症候群
25	遺伝性鉄芽球性貧血	56	歌舞伎症候群
26	VASTER 症候群	57	ガラクトース-1-リン酸ウリジルトラン スフェラーゼ欠損症
27	ウィーバー症候群	58	カルニチン回路異常症
28	ウィリアムズ症候群	59	加齢黄斑変性
29	ウィルソン病	60	肝型糖原病
30	ウエスト症候群		
31	ウェルナー症候群		

61	間質性膀胱炎（ハンナ型）	91	クローンカイト・カナダ症候群
62	環状 20 番染色体症候群	92	痙攣重積型（二相性）急性脳症
63	関節リウマチ	93	結節性硬化症
64	完全大血管転位症	94	結節性多発動脈炎
65	眼皮膚白皮症	95	血栓性血小板減少性紫斑病
66	偽性副甲状腺機能低下症	96	限局性皮質異形成
67	ギャロウェイ・モフト症候群	97	原発性局所多汗症
68	急性壊死性脳症	98	原発性硬化性胆管炎
69	急性網膜壊死	99	原発性高脂血症
70	球脊髄性筋萎縮症	100	原発性側索硬化症
71	急速進行性糸球体腎炎	101	原発性胆汁性胆管炎
72	強直性脊椎炎	102	原発性免疫不全症候群
73	強皮症	103	顕微鏡的大腸炎
74	巨細胞性動脈症	104	顕微鏡的多発血管炎
75	巨大静脈奇形（頸部口腔咽頭びまん性病変）	105	高 IgD 症候群
76	巨大動静脈奇形（頸部顔面又は四肢病変）	106	好酸球性消化管疾患
77	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症	107	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症
78	巨大リンパ管奇形（頸部顔面病変）	108	好酸球性副鼻腔炎
79	筋萎縮性側索硬化症	109	抗糸球体基底膜腎炎
80	筋型糖原病	110	後縦靭帯骨化症
81	筋ジストロフィー	111	甲状腺ホルモン不応症
82	クッシング病	112	拘束型心筋症
83	クリオピリン関連周期熱症候群	113	高チロシン血症 1 型
84	クリッペル・トレノネー・ウェーバー症候群	114	高チロシン血症 2 型
85	クルーゾン症候群	115	高チロシン血症 3 型
86	グルコーストランスポーター 1 欠損症	116	後天性赤芽球癆
87	グルタル酸血症 1 型	117	広範脊柱管狭窄症
88	グルタル酸血症 2 型	118	抗リン脂質抗体症候群
89	クローウ・深瀬症候群	119	コケイン症候群
90	クローン病	120	コステロ症候群
		121	骨形成不全症
		122	骨髄異形成症候群
		123	骨髄線維症

124	ゴナドトロピン分泌亢進症	156	神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症
125	5p 欠失症候群	157	神経線維腫症
126	コフィン・シリズ症候群	158	神経フェリチン症
127	コフィン・ローリー症候群	159	神経有棘赤血球症
128	混合性結合組織病	160	進行性核上性麻痺
129	鰓耳腎症候群	161	進行性骨化性線維異形成症
130	再生不良性貧血	162	進行性多巣性白質脳症
131	サイトメガロウィルス角膜内皮炎	163	進行性白質脳症
132	再発性多発軟骨炎	164	進行性ミオクローヌてんかん
133	左心低形成症候群	165	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症
134	サルコイドーシス	166	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症
135	三尖弁閉鎖症	167	スタージ・ウェーバー症候群
136	三頭酵素欠損症	168	スティーヴンス・ジョンソン症候群
137	CFC 症候群	169	スミス・マギニス症候群
138	シェーグレン症候群	170	スモン
139	色素性乾皮症	171	脆弱 X 症候群
140	自己食空胞性ミオパチー	172	脆弱 X 症候群関連疾患
141	自己免疫性肝炎	173	正常圧水頭症
142	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症	174	成人スチル病
143	自己免疫性溶血性貧血	175	成長ホルモン分泌亢進病
144	四肢形成不全	176	脊髄空洞症
145	シトステロール血症	177	脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。)
146	シトリン欠損症	178	脊髄髄膜瘤
147	紫斑病性腎炎	179	脊髄性筋萎縮症
148	脂肪萎縮症	180	セピアプテリン還元酵素 (SR) 欠損症
149	若年性肺気腫	181	前眼部形成異常
150	シャルコー・マリー・トゥース病	182	全身型若年性特発性関節炎
151	重症筋無力症	183	全身性エリテマトーデス
152	修正大血管転位症	184	先天性異常症候群
153	シュワルツ・ヤンペル症候群	185	先天性横隔膜ヘルニア
154	徐波睡眠期持続性棘徐波を示すてんかん性脳症	186	先天性核上性球麻痺
155	神経細胞移動異常症	187	先天性気管狭窄症

188	先天性魚鱗癬	220	多発性嚢胞腎
189	先天性筋無力症候群	221	多脾症候群
190	先天性グリコシルホスファチジルイノシトール (GPI) 欠損症	222	タンジール病
191	先天性三尖弁狭窄症	223	単心室症
192	先天性腎性尿崩症	224	弾性線維性仮性黄色腫
193	先天性赤血球形成異常性貧血	225	短腸症候群
194	先天性僧帽弁狭窄症	226	胆道閉鎖症
195	先天性大脳白質形成不全症	227	遅発性内リンパ水腫
196	先天性肺静脈狭窄症	228	チャーシ症候群
197	先天性風疹症候群	229	中隔視神経形成異常症/ドモルシア症候群
198	先天性副腎低形成群	230	中毒性表皮壊死症
199	先天性副腎皮質酵素欠損症	231	腸管神経節細胞僅少症
200	先天性ミオパチー	232	TSH 分泌亢進症
201	先天性無痛無汗症	233	TNF 受容体関連周期性症候群
202	先天性葉酸吸収不全	234	低ホスファターゼ症
203	前頭側頭葉変性症	235	天疱瘡
204	早期ミオクロニー脳症	236	禿頭と変形性脊椎症を伴う常染色体劣性白質脳症
205	総動脈幹遺残症	237	特発性拡張型心筋症
206	総排泄腔遺症	238	特発性間質性肺炎
207	総排泄腔外反症	239	特発性基底核石灰化症
208	ソトス症候群	240	特発性血小板減少性紫斑病
209	ダイヤモンド・ブラックファン貧血	241	特発性血栓症(遺伝性血栓症素因によるものに限る。)
210	第14番染色体父親性ダイソミー症候群	242	特発性後天性全身性無汗症
211	大脳皮質基底核変性症	243	特発性大腿骨頭壊死症
212	大理石骨病	244	特発性門脈圧亢進症
213	ダウン症候群	245	特発性両側性感音難聴
214	高安動脈炎	246	突発性難聴
215	多系統萎縮症	247	ドラベ症候群
216	タナトフォリック骨異形成症	248	中條・西村症候群
217	多発血管炎性肉芽腫症	249	那須・ハコラ病
218	多発性硬化症/視神経脊髄炎		
219	多発性軟骨性外骨腫症		

250	軟骨無形成症	281	非特異性多発性小腸潰瘍症
251	難治頻回部分発作重積型急性脳炎	282	皮膚筋炎／多発性筋炎
252	22q11.2 欠失症候群	283	びまん性汎細気管支炎
253	乳幼児肝巨大血管腫	284	肥満低換気症候群
254	尿素サイクル異常症	285	表皮水疱症
255	ヌーナン症候群	286	ヒルシュスブルング病(全結腸型又は小腸型)
256	ネイルパテラ症候群(爪膝蓋骨症候群)／LMX1B 関連腎症	287	ファイファー症候群
257	脳腱黄色腫症	288	ファロー四徴症
258	脳表ヘモジデリン沈着症	289	ファンコニ貧血
259	膿疱性乾癬	290	封入体筋炎
260	嚢胞性線維症	291	フェニルケトン尿症
261	パーキンソン病	292	複合カルボキシラーゼ欠損症
262	バージャー病	293	副甲状腺機能低下症
263	肺静脈閉塞症／肺毛細血管腫症	294	副腎白質ジストロフィー
264	肺動脈性肺高血圧症	295	副腎皮質刺激ホルモン不応症
265	肺胞蛋白症(自己免疫性又は先天性)	296	ブラウ症候群
266	肺胞低換気症候群	297	プラダー・ウィリ症候群
267	バッド・キアリ症候群	298	プリオン病
268	ハンチントン病	299	プロピオン酸血症
269	汎発性特発性骨増殖症	300	PRL 分泌亢進症(高プロラクチン血症)
270	PCDH19 関連症候群	301	閉塞性細気管支炎
271	非ケトーシス型高グリシン血症	302	β-ケトチオラーゼ欠損症
272	肥厚性皮膚骨膜炎	303	ベーチェット病
273	非ジストロフィー性ミオトニー症候群	304	ベスレムミオパチー
274	皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症	305	ヘパリン起因性血小板減少症
275	肥大型心筋症	306	ヘモクロマトーシス
276	左肺動脈右肺動脈起始症	307	ペリー症候群
277	ビタミンD依存性くる病/骨軟化症	308	ペルーシド角膜辺縁変性症
278	ビタミンD抵抗性くる病/骨軟化症	309	ペルオキシソーム病(副腎白質ジストロフィーを除く。)
279	ビッカースタッフ脳幹脳炎	310	片側巨脳症
280	非典型溶血性尿毒症症候群	311	片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群

312	芳香族 L-アミノ酸脱炭酸酵素欠損症	336	薬剤性過敏症症候群
313	発作性夜間ヘモグロビン尿症	337	ヤング・シンプソン症候群
314	ポルフィリン症	338	優性遺伝形式をとる遺伝性難聴
315	マリネスコ・シェーグレン症候群	339	遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん
316	マルファン症候群	340	4p 欠失症候群
317	慢性炎症性脱髄性多発神経炎／多巣性運動ニューロパチー	341	ライソゾーム病
318	慢性血栓塞栓性肺高血圧症	342	ラスムッセン脳炎
319	慢性再発性多発性骨髄炎	343	ランゲルハンス細胞組織球症
320	慢性膵炎	344	ランドウ・クレフナー症候群
321	慢性特発性偽性腸閉塞症	345	リジン尿性蛋白不耐症
322	ミオクロニー欠神てんかん	346	両側性小耳症・外耳道閉鎖症
323	ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん	347	両大血管右室起始症
324	ミトコンドリア病	348	リンパ管腫症/ゴーラム病
325	無虹彩症	349	リンパ脈管筋腫症
326	無脾症候群	350	類天疱瘡（後天性表皮水疱症を含む。）
327	無βリポタンパク血症	351	ルビンシュタイン・テイビ症候群
328	メープルシロップ尿症	352	レーベル遺伝性視神経症
329	メチルグルタコン酸尿症	353	レシチンコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症
330	メチルマロン酸血症	354	劣性遺伝形式をとる遺伝性難聴
331	メビウス症候群	355	レット症候群
332	メンケス病	356	レノックス・ガストー症候群
333	網膜色素変性症	357	ロスムンド・トムソン症候群
334	もやもや病	358	肋骨異常を伴う先天性側弯症
335	モワット・ウイルソン症候群		

5 アンケート調査票

『障がい福祉に関するアンケート』にご協力下さい

皆様には、日頃より町政の推進にご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、八雲町では障がい者総合支援法に基づく「障害福祉計画」を策定しており、次期計画を策定するためのアンケートを行うこととしました。アンケートの回答内容は、計画策定を含む町の障がい福祉行政のための基礎資料としますが、他の目的に使用することはありません。

何かとお忙しい時期とは存じますが、是非アンケートにご協力下さいますようお願い申し上げます。

平成28年7月

八雲町長 岩村克詔

(公印省略)

ご記入の前に

- このアンケートはできるだけ障がい者ご本人が回答して下さい。ご本人が回答できない場合は、ご家族または介助者の方がご本人に代わって回答して下さい。
- 回答は、質問中の当てはまる項目の番号を「○」で囲んで下さい。回答が「その他」の場合は、()内にできるだけ具体的にお書き下さい。
- ご記入が終わりましたら、同封の返信用封筒に調査票を入れて封をし、7月29日(金)までに郵便ポストに投函して下さい。切手を貼る必要はありません。
- このアンケートの担当は下記のとおりです。ご質問等がございましたら、どうぞお気軽にご連絡下さい。

◆お問い合わせ先

保健福祉課 障がい者福祉係	電話：0137-64-2111 FAX：0137-63-4411 所在地：栄町13-1 シルバープラザ内
熊石総合支所 住民サービス課 環境生活係	電話：01398-2-3111 FAX：01398-2-3230 所在地：熊石根崎町116

やくもちょう しょう ふくし かん あんけーと ちょうき
八雲町の障がい福祉に関するアンケート調査

へいせい ねん がつ
平成28年7月

とい 問1 この調査票にお答えいただける方はどなたですか。(1つだけに○)

- しょう しょうほんにん かいとう
1. 障がい者本人が回答
- しょう しょうほんにん き かぞく かいじょしゃ かいとう
2. 障がい者本人に聞いて家族や介助者が回答
- しょう しょうほんにん いこう かんが かぞく かいじょしゃ かいとう
3. 障がい者本人の意向を考えながら家族や介助者が回答

い か 以下、「あなた」とは障がいを持つご本人のことを指します。

とい 問2 あなたが持っている手帳の種類と等級・判定は次のうちどれですか。
(いくつでも○)

- しんたいしょうがいしやてちょう どうきゅう きゅう
1. 身体障害者手帳 等級 (1・2・3・4・5・6級)
- りょういくてちょう はんてい えーはんてい びーはんてい
2. 療育手帳 判定 (A判定・B判定)
- せいしんしょうがいしやほけんふくしてちょう どうきゅう きゅう
3. 精神障害者保健福祉手帳 等級 (1・2・3級)

とい 問3 問2で「1. 身体障害者手帳」と答えた方にお伺いします。
あなたがご持ちの身体障害者手帳に書かれている障がいは次のうちどれですか。(いくつでも○)

- しかくしょうがい め ふじゆう
1. 視覚障害 (目が不自由)
- ちようかく きのうしょうがい みみ ふじゆう
2. 聴覚・機能障害 (耳が不自由)
- おんせい げんご きのうしょうがい ことば ふじゆう か
3. 音声・言語・そしゃく機能障害 (言葉が不自由、ものが噛めない)
- しだいふじゆう てあし たいかん ふじゆう
4. 肢体不自由 (手足や体幹が不自由)
- ないぶしょうがい しんぞう こきゅうき ぞう ちよう しょうがい
5. 内部障害 (心臓、呼吸器、じん臓、ぼうこう、腸の障害)
6. その他 ()

とい 問4 あなたがお住まいの地域は次のうちどれですか。(1つだけに○)

- やくもちいき 八雲地域
- くまいしちいき 熊石地域
- やくもちょうがい 八雲町外

問5 あなたの性別は次のうちどれですか。(1つだけに○)

1. 男性 2. 女性

問6 あなたの年齢は次のうちどれですか。(1つだけに○)

1. 0～17才 2. 18～29才 3. 30～39才
4. 40～49才 5. 50～59才 6. 60才以上

問7 あなたの現在のお住まいは次のうちどれですか。(1つだけに○)

1. 持ち家(家族の持ち家を含む) 2. 公営住宅
3. 民間のアパート・借家など 4. 社宅・会社の寮など
5. グループホーム 6. 福祉施設(入所施設)
7. 病院(入院中) 8. その他()

問8 あなたと同居している方は次うちどれですか。(いくつでも○)

1. 一人暮らし 2. 夫または妻 3. 親 4. 子ども
5. 祖母 6. 兄弟姉妹 7. 孫 8. その他()

問9 障がい者が八雲町内で受けられるサービスのうち、あなたが知っているサービスは次のうちどれですか。(いくつでも○)

1. 居宅介護 : ヘルパーが、食事や入浴の介助、通院の介助、調理・洗濯・掃除などの家事を行います。
2. 行動援護 : 知的障がい者、精神障がい者が外出する時にヘルパーが付き添い、危険防止、パニックへの対応や、トイレや食事の介助などを行います。ただし、通勤・通学・通所・普段の買い物のための外出の場合は利用できません。
3. 移動支援 : 障がい者が外出する時にヘルパーが付き添い、車の乗り降りの介助、移動先での代読・代筆・食事介助を行います。
4. グループホーム : 障がい者同士が共同で生活するための住居を提供します。また、食事を出したり、お金や薬の管理を行います。
5. 就労継続支援 : 仕事の訓練を行います。仕事の内容は、かんたんな作業、小物などの製品の作成、接客などいろいろあります。
6. 知らない

問10 障がい者が八雲町内で受けられるサービスのうち、あなたが利用したことがあるサービス、または現在利用しているサービスは次のうちどれですか。
(いくつでも○)

- | | | |
|------------|-----------|-----------------|
| 1. 居宅介護 | 2. 行動援護 | 3. 移動支援 |
| 4. グループホーム | 5. 就労継続支援 | 6. どれも利用したことがない |

問11 障がい者が八雲町内で受けられるサービスのうち、利用したいと思うけれども、現在、利用していないサービスは次のうちどれですか。(いくつでも○)

- | | | |
|------------|-----------|------------------|
| 1. 居宅介護 | 2. 行動援護 | 3. 移動支援 |
| 4. グループホーム | 5. 就労継続支援 | 6. どれも利用したいと思わない |

問12 問11で1～5を選んだ方にお伺いします。利用したいサービスを利用しない理由は次のうちどれですか。(いくつでも○)

- | | |
|------------------|--------------|
| 1. 利用の仕方が分からない | 2. 事業所が遠い |
| 3. お金がかかる | 4. 家族など周囲の反対 |
| 5. その他 (_____) | |

問13 問11で「3. 移動支援」を選択した方にお伺いします。利用したい目的は次のうちどれですか。(いくつでも○)

1. 幼稚園や保育園への通園、小学校・中学校・高校への通学
2. 会社への通勤
3. 食料品、日用品などの日常的な買い物
4. 理容店や美容室の利用
5. 図書館の利用
6. ボランティア活動への参加
7. その他 (_____)

問14 問11で「3. 移動支援」を選んだ方にお伺いします。利用したい回数は次の
ちどれですか。(いくつでも○)

1. 1週間に5回程度
2. 1週間に2～3回程度
3. 1月に2～3回程度
4. 1月に1回程度
5. その他 ()

問15 八雲町で受けることができれば良いと思うサービスのうち、もっとも必要だと
思うもの1つを選んでください。(1つだけに○)

1. 同行援護 : 視覚障がい者が外出する時にヘルパーが同行し、移動中の危険回避を行います。また、移動中や目的地に着いた後の代筆や代読もを行います。
2. ショートステイ (短期入所) : 家族の支援を受けながら在宅で生活している方で、家族が出かける時などに、一時的に施設に入るサービスです。1泊2日以上での利用になります。
3. 日中一時支援 : ショートステイと同じサービスですが、こちらは日帰りです。
4. 自立訓練 : 身体障がい者に対してリハビリテーションを行います。また、知的障がい者や精神障がい者に対して入浴・トイレ・食事などの訓練を行います。
5. 就労移行支援 : 仕事に必要な知識や能力向上のための訓練を行います。また、就職活動の支援や、就職した後の支援もを行います。
6. 児童発達支援 : 小学校に上がる前の障がい児に対して、手洗い・うがい・トイレなどの訓練、集団での生活に慣れるための訓練などを行います。
7. 放課後等デイサービス : 障がいをもった小学生・中学生・高校生に、手洗い・うがい・トイレなどの訓練、集団生活に慣れるための訓練などを行います。障がい児のための学童保育のようなイメージです。
8. その他 ()
9. 特にない

問16 やくもちょう へいせい ねん がつ やくもちょう しょうがいしゃ していとくてい そうだん しえん じぎょうしょ
八雲町では、平成26年4月に「八雲町 障害者 指定 特定相談 支援事業所」を
シルバープラザと熊石総合支所に開設し、障害福祉サービスの利用にあたっての
けいかく さくせい けい かく さく せい
計画作成や、さまざまな困りごとの相談を受ける体制を整備しました。

あなたは、「八雲町障害者指定特定相談支援事業所」に相談ができることを知っ
ていますか。(1つだけに○)

1. 知っている
2. 知らない

問17 あなたの現在の仕事の状況は次のうちどれですか。(いくつでも○)

1. 定職についている(アルバイト、パート、自営業、家業手伝いを含みます)
2. 短期間や不定期のアルバイトをしている
3. 就労継続支援事業所などで福祉的就労(仕事の訓練)をしている
4. 仕事をしていない
5. その他()

問18 問17で「4. 仕事をしていない」と答えた方にお伺いします。

現在、あなたが仕事をしていない理由は次のうちどれですか。(いくつでも○)

1. 未就学(小学校に上がる前)または学生のため
2. 障がいや病気が重いため
3. 主に家事や育児などを行っているため
4. 家族の介護のため
5. 仕事が見つからない
6. 自分に合う職場がない
7. 家族の反対がある
8. 働く意欲がわからない
9. その他()

とい 問19 あなたの世帯の主な収入は次のうちどれですか。(1つだけに○)

1. あなた自身の給料や事業収入
2. あなた自身の年金
3. 家族の給料や事業収入
4. 家族の年金
5. 生活保護費
6. その他 (_____)

とい 問20 町の福祉の仕事について、ご意見などがあれば記入して下さい。

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

とい 問21 ご回答内容の確認や、より詳細な状況の把握、個別支援に活用するため、さしつかえなければ、あなたのお名前とご住所、電話番号を記入して下さい。

お名前 _____ ご住所 _____
電話番号 _____

いそが 忙しいなかご協力いただき誠にありがとうございました。
てすう お手数ですが同封の封筒で平成28年7月29日までにご返送下さい。